

#### 4. 許可例外

##### ●Q&A

Q1 許可例外とは何ですか？

A1 許可例外は米国の輸出管理規則(EAR)で License Exception(LE)とされています。各許可例外は3つのアルファベットで構成されています。詳細はEAR Part 740で記されています。EARは一旦全てを規制対象にして、そこから許可不要や許可例外の適用可否を判断していくという考え方です。つまり、本来であれば再輸出許可の取得が必要である貨物・技術を、ある一定の条件を満たしていることによって、特定の国群(カントリーグループ)向けに許可例外適用で、結果的に許可不要となる制度です。許可例外の適用の可否は輸出者の判断、リスクにより決定します。

輸出者にとっての許可申請手続き負担と、BIS側の審査負担を軽減することにつながります。ただし、EAR Part 736に掲載されている一般禁止事項(GP)4~10に該当しないか確認が必要です。

米国からの輸出の場合は、輸出申告書(SED)や自動輸出申告システム(AES)に原則、ECCN番号とどの許可例外を適用したか等の申請手続きは必要ですが、日本からの再輸出の場合、BISへの申請や許可例外の税関申告は不要です。ただし、自社で許可例外の適用可否を判断した根拠資料・記録を残しておかなければなりません。特徴は以下の3点です。

- ①事前申請不要の包括的な許可
- ②許可対象の輸出・再輸出に対し、許可例外の条件に合えば、その許可例外を適用して輸出・再輸出できる
- ③判断根拠等の記録を保管すること

7A104 Gyro-astro compasses and other devices, other than those controlled by 7A004, which derive position or orientation by means of automatically tracking celestial bodies or satellites and specially designed components therefor.

License Requirements

Reason for Control: MT, AT

Control(s)	Country Chart
MT applies to entire entry	MT Column1
AT applies to entire entry	AT Column1

License Exceptions

LVS: N/A

GBS: N/A

CIV: N/A

許可例外の記載(網掛け部分)

##### 【GP】

一般禁止事項(General Prohibition)の略称である。EARではGPを10項目設けている。この中でいわゆるリスト規制部分に相当するGP1~GP3については、規制品目リストに基づいており、GP4~10は最終用途・需要者及び活動に基づく禁止である。

Q2 許可例外を適用するには、日本の包括許可制度のようにCP整備やチェックリストの提出・報告等は必要でしょうか？

A2 いいえ。許可例外はCP整備が義務付けられているわけではありませんので、輸出者の自主判断で利用することができます。

Q3 DPLに掲載されている企業へ許可例外を適用することはできますか？

A3 DPLに掲載されている法人・個人へのEAR対象品目の輸出・再輸出は禁止・制限されています。そのため、適用可能な許可例外はありません。なお、個別許可申請を行っても、BISは通常、許可しません。

Q4 イランや北朝鮮向けは許可例外を適用できないのですか？

A4 いいえ、禁輸国向けであっても、条件を満たせば、許可例外を適用することができます。Part746を参照してください。なお、イラン向けにはいずれの許可例外も適用できません。禁輸国向けの取引に際して、Part740で特定の許可例外が適用可となっており、Part746では適用不可となっている場合があります。Part746が優先して適用されます。

Q5 許可例外はCCLのECCN欄に記載されているものだけですか？

A5 いいえ。一般的に2つのケースがあります。一つはCCLのECCN欄に適用条件が示されるケース。二つ目は、CCLの各ECCN欄には示されないが、各許可例外の適用条件に合えば、適用できるケースです。つまり、ECCN欄に記載された許可例外だけでなく、EAR Part740に記載される種々の許可例外で、条件が合えばそのECCN品目の輸出・再輸出に適用可能ということになります。

Q6 CCLに適用可否等が記載されていない許可例外とは、どこに記載されているのでしょうか？

A6 CCLの各ECCNに適用可否等が記載されていない許可例外は、TMP、TSU、BAG等があります。EAR § 740.9~740.16と§ 740.18~740.19に記載されています。A7を参照して下さい。